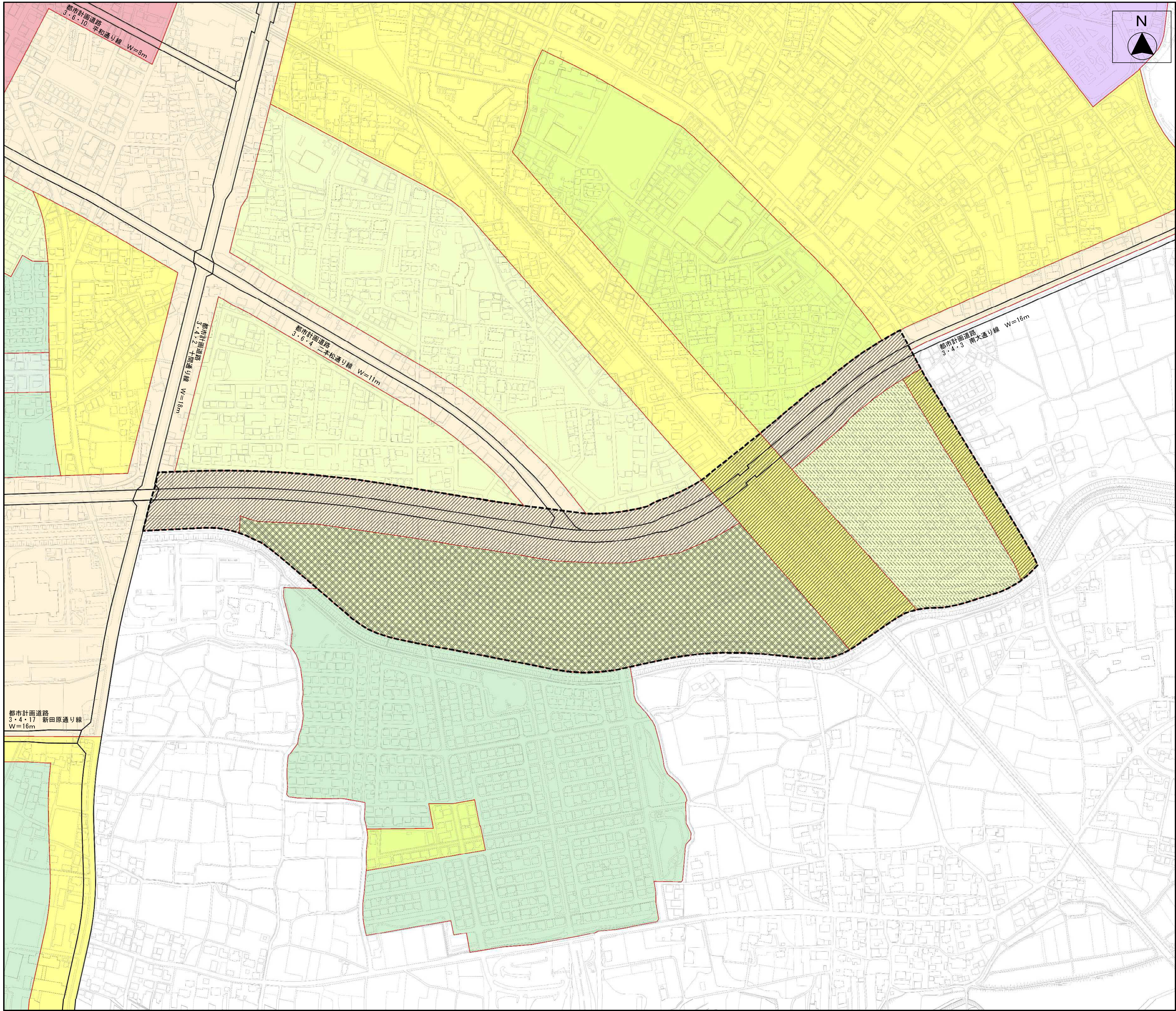


朝日町地区 地区計画方針の付図



凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	A地区 主として居住環境が損なわれないよう、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図る。また、南大通り線沿いの一部については、戸建て住宅を建築しないように努め沿道サービス系の土地利用を図る。
	B地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め、住宅地としての土地利用を図るとともに、近隣住民の生活利便を向上させる商業系施設の適切な誘導を図る。
	C地区 居住環境が損なわれないよう、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度を定め良好な住宅地としての土地利用を図る。

縮尺 1 : 2500